

## 建設局ワーク・ライフ・バランス推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動計画（後期計画）を推進するため、建設局ワーク・ライフ・バランス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 仕事と子育ての両立支援プランに基づく取組における具体検討や実施状況の把握・点検を行う。
- 3 建設局におけるワーク・ライフ・バランス実現のための課題及びその解決方法の検討。
- 4 「大阪市市長部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」への建設局での検討・実施状況の報告内容確認。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は職員課長をもって充てる。
- 3 委員は、企画課長、工務課長及び建設局職員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が委員を招集して行う。
- 5 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、職員課において行う。

### (施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

1. この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
2. 「建設局次世代育成支援推進委員会設置要綱」は、同日付で廃止する。